令和８年度
熊谷市住宅リフォーム資金補助金

市ホームページ

市内事業者に依頼してお住まいをリフォームされた方に対し、予算の範囲内で「クマＰＡＹ」を交付します。

補助率・補助限度額・補助方法

・税抜き２０万円以上の工事に対し、工事費用の５％。（限度額は１０万円）
　※千円未満の端数切捨て
・地域電子マネー「クマＰＡＹ」で交付（現金ではありません。）
　※スマートフォンタイプ・カードタイプのいずれかを選択できます

申請できる人

・住宅リフォームを実施した熊谷市内の住宅に居住していることが住民基本台帳で確認できること
・対象住宅の所有者であること
　または、２親等以内の親族が所有する住宅であること
・市税に滞納がないこと
　※対象住宅の所有者が複数いる場合、その全員に滞納がないこと

受付期間

・令和８年４月１日～令和９年３月３１日まで
・工事完了日の翌日から起算して９０日以内に申請してください。

申請窓口

・市役所本庁舎７階　企業活動支援課に申請書類を提出してください。
・受付時間は平日の午前９時から午後４時まで
　＜☎０４８－５９４－６８２０（直通）＞
　※郵送可（４ページ「郵送時の注意事項」をご覧ください）

対象工事の要件（次のすべてを満たしていることが必要です）

☐　市内に本店・支店・営業所がある事業者が行う改修工事であること
　※支店等の場合は、契約書又は領収書に市内店舗の名称・住所が明記
☐　工事と支払が完了していること
☐　過去にこの補助金を受けていないこと
☐　市で実施している他の助成制度等の対象工事か所ではないこと
☐　建築基準法等各種法令に違反していないこと

対象工事については、別添の一覧表をご覧ください。

提出書類

※書類が全てそろっていない場合は受け付けできませんので
チェック欄を活用の上ご提出をお願いいたします。

□１．申請書（様式第１号）
※「電話番号」については申請内容に関する確認等を行う場合があるため、携帯電話等、**日中に連絡の取りやすい番号**を記載願います。

□２．誓約書及び同意書（様式第２号）

□３．請求書（様式第４号）

□４．当該住宅の所有者であることを証する書類（次のいずれか一つ提出）
・固定資産税納税通知書の写し（５ページ参照）
（最新年度の①表紙と②課税明細書の改修家屋が記載されたページ）
・名寄帳（なよせちょう）の写し（資産税課及び行政センターで発行）
・登記事項証明書（建物）の写し（法務局で発行※おおむね３か月以内）

□５．設計図の写し（間取りの変更が生じている場合のみ）

□６．請負契約書の写し

□７．見積書又は請求書の写し
※工事項目ごとの明細が記載されているもの。単価、数量・寸法等が具体的に示されない「一式」表記については、受け付けできませんのでご注意ください。

□８．領収書の写し
※宛名が申請者（同居のご家族）名であり、熊谷市内の事業者から発行されたもの。（支店等の場合は店舗の名称・住所が明記されていること）

□９．リフォーム工事の前後の写真
※工事か所の前後が比較できるように撮影されたもの。

□⑽．【２親等以内の親族が所有する住宅の場合】
申請者と所有者の親族関係がわかる書類の写し
例：続柄入りの住民票、戸籍全部事項証明書

□⑾．【建築確認申請が必要な改修工事の場合】
建築確認済証



お手続きの流れ

見積・契約	事業者から見積もりを取り、契約する。 見積書と契約書のコピーをとる。
補助金の手引き 申請書等	リフォーム資金補助金の手引き・申請書等の内容を確認する。 ※熊谷市ホームページ「住宅リフォーム」で検索することで、 申請書等をダウンロードできます。 ※市役所企業活動支援課、各行政センター地域振興係 で配布しています。
着工～完了	リフォーム着工前の写真を撮る。 リフォーム後の写真を撮る。
工事代金支払い	請求書、領収書のコピーをとる。
工事完了後 ９０日以内に 申請書提出	提出書類（P.2参照）を確認し、市役所７階企業活動支援課へ 持参してください。※郵送可（P.4注意事項をご確認ください）

加盟店が多く
おすすめ

	＜スマートフォンタイプ＞	＜カードタイプ＞
補助金の確定	申請書を提出した翌月末に 「交付決定通知書」を 郵送します。	申請書を提出した翌月末に 「交付決定通知書」「受領書」を 郵送します。
補助金の 受け取り	交付決定通知書にて お知らせした日に お手持ちのスマートフォンへ 入金します。	送付した「受領書」を持参のうえ、 市役所７階 企業活動支援課へ お越しください。 ※原則、申請者です。 受付時間は、平日の午前９時から午 後４時までです。

注意事項



●マンションなどの場合は、個人の専有部分の工事が対象となります。
●店舗併用住宅の場合、店舗に属する部分は対象外となります。
　この場合は、床面積等で按分することがあります。
●家屋を複数所有している場合、申請者本人が実際に居住していて
　住民登録がある家屋のみ対象となります。
　　（離れや空き家等は対象外）

よくある質問

Q１　同居していない子が親のために申請したいが、申請者になれますか？
A１　申請者にはなれません。改修する住宅に居住の方（住民登録をしている方）に限ります。
　　申請書類の提出については、代理の方（親族、事業者）でも可能です。
Q２　給湯器（エコキュート、エネファーム含む）の交換工事は対象になりますか？
A２　製品機器単体の交換は対象外です。ただし、浴室や台所の改修に伴って設置・交換する工事は対象となります。
Q３　施工業者が複数でも利用できますか？
A３　ご利用できます。ただし市内の施工業者で同時期に行うことが条件となります。
　　例：A社着工開始→ A社工事完了90日以内にB社・C社の工事も完了し併せて申請

郵送時の注意事項

●申請期限内に到着したものに限り受け付けますので、余裕をもって発送してください。
●必要書類の添付漏れや記入漏れがある場合、受理できないことがあります。その場合、再提出をお願いするため、提出書類のチェック欄でご確認の上発送をお願いします。
●郵送にあたっては、配達記録の残る簡易書留郵便やレターパック等の利用を推奨します。（不着等については責任を負いかねます）

360-8601
熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所 企業活動支援課
労政係　リフォーム補助金担当　宛
TEL　048-594-6820(直通)

切り取って
宛名にご使用ください

補助対象・対象外工事例一覧表

※外壁・屋根・内装・建具・水廻り等、家屋本体に係る改修工事が対象となります。

○→対象　△→条件付で対象　×→対象外　　（R8.4作成）

可否	内　容	備　考
【外壁・外観（バルコニー・ベランダ等）】		
○	塗り替え、修繕、シーリング打ち替え、防水工事	
○	工事に伴う足場の設置・設備脱着及び修繕	
△	サンルームの新設・修繕	居室と一体の場合は対象
△	外壁洗浄	洗浄のみは対象外 外壁塗装に伴う場合は対象
×	バルコニー・ベランダ等の増設・新設	
×	ウッドデッキ・テラス・濡れ縁・外の縁側等の新設、修繕	
【屋根】		
○	塗り替え、葺き替え、下地材・雨どい修繕、雪止め新設・交換	
△	太陽光発電システム、太陽熱温水装置の工事	ソーラーパネル等の設置、増設、交換は対象外 屋根工事に伴う再設置のみ対象
【内装】		
床工事		
○	フローリング、畳、床暖房の新設、修繕、交換	
○	段差の解消工事	
×	じゅうたん、畳の上敷き等の交換	床の上に敷き置くものは対象外
天井、壁工事		
○	天井、壁（下地材、断熱材を含む）の新設、修繕、交換	
○	多孔質セラミックスの壁の新設、修繕、交換	
×	エアコンの設置に伴う穴開け、配線カバー設置、交換等	エアコン設置目的の場合は対象外
その他工事		
○	部屋の増築、改築、間取り変更	
○	居室等の換気扇・換気口の新設、交換	
○	ホームエレベーター・自動昇降機の設置	
○	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
△	室内物干し場の新設、修繕	内装工事の一環で天井や壁に設置のものであれば対象
×	カーテン、カーテンレールやブラインド等の新設、交換	
×	家具転倒防止器具の設置、交換	
【建具】		
○	外部開口部シャッター新設、修繕、交換	
○	断熱改修（サッシ、壁・天井・屋根工事等）	
○	内窓の設置・窓ガラスの交換	
○	ドア・雨戸・網戸・面格子の新設、修繕、交換	
○	障子・ふすまの入れ替え、張り替え	
△	防犯フィルムの貼り付け	単体取り付けは対象外 窓交換に伴う業者貼り付けは対象

【水廻り】

台所

○	システムキッチンの新設、交換	
	システムキッチンの組み込み機器の取り替え（ビルトインコンロ、食洗機等）	
	台所改修に伴う照明、換気扇の工事	
	流し台の新設、交換	
△	レンジフード、水栓の交換	業者が行うものであれば対象
	カップボード（食器棚）の新設、交換	

浴室

○	ユニットバス・シャワーユニットの新設、交換	
	床・壁・天井・浴槽の交換、修繕	
△	浴室換気乾燥暖房機の新設、交換	単体取り付けは対象外 浴室工事の一環で行った場合は対象
	浴室換気扇の取り替え	
	シャワー水栓の交換	業者が行うものであれば対象

洗面室

○	洗面化粧台・洗面器・洗面台の新設、交換	
△	洗濯パン（漏水防止の洗濯機の下の受け皿）新設、交換	洗面所工事に伴う場合は対象
	水栓の交換	業者が行うものであれば対象

トイレ

○	便器の交換、手洗い器・手すりの新設、交換	
	洗浄便座のみの新設、交換	

【給湯設備】

△	給湯設備の新設・修繕・交換	単体取り付けは対象外 台所、浴室全体工事（いずれか又は両方）に伴う場合は対象 ※台所・浴室の器具交換だけでは対象外 例：水栓の交換
	給湯設備の部品交換	

【給水・ガス設備】

○	住宅内での給水・ガス配管を含む新設、交換、増設	
	台所・トイレ・浴室等のリフォームに伴う下水道等排水設備工事（屋外、地中は対象外）	
△	排水管高圧洗浄	リフォーム工事の一環で行った場合は対象
	浄化槽を止め公共下水道へ接続するための建物内給排水工事	
×	屋外・地中での給水配管・ガス配管の工事	

【玄関】

○	ドアの交換、玄関のスロープ・手すりの新設、修繕	
△	玄関（屋外）のタイルの新設、修繕	家屋と繋がっている箇所は対象
	玄関の鍵・ドアクローザーの修繕、交換	単体取り付けは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象

【基礎・土台】

○	床下換気扇工事	
△	基礎・土台の補強・修繕	建築審査課：木造住宅耐震改修等補助金制度を利用した場合は対象外
	耐震改修（例：壁の筋かい等の補修）	
	シロアリの防除・駆除工事	シロアリの防除、駆除工事のみは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象

【電気設備】

△	オール電化・エネファーム（ガス）住宅工事	単体取り付けは対象外 台所、浴室全体工事（いずれか又は両方）に伴う場合は対象
	分電盤の新設、交換、増設	単体取り付けは対象外 リフォーム工事の一環で行った場合は対象
	感震ブレーカーの新設、交換	
	コンセント・スイッチ・配線の新設、交換、増設	
	アンテナ新設、交換（配線工事含む）	
	照明器具の新設、修繕、交換	
×	電話・インターネットの配線工事	

【その他設備】

○	テレビドアホン（外と中の通話）の新設、交換	
△	住宅用火災報知器の新設、交換	業者が行うものであれば対象
×	冷暖房設備・全熱交換器の新設、交換、増設	例：エアコン、洗面室の暖房設備、薪ストーブ

【その他】

○	対象のリフォーム工事のために生じた廃材等の処理費用	
	対象工事に関連する取り外し工事、再設置工事	
	市内事業者から購入した材料を 別の市内事業者が工事（持込手数料含む）	
	店舗・事務所機能を居宅へ変更	
	仮設足場に伴う交通誘導員の配置、道路占用許可書・道路使用許可申請書の申請費用	
△	家屋の一部解体工事	増改築に伴う場合は対象
×	申請者が自ら行った工事（ＤＩＹ）	
	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	
	害虫駆除用薬剤散布	
	安心保証パック、引越費用、収入印紙代、振込手数料、補助金等申請費用	

【外構】

×	物置・カーポートの新設、修繕、増設
	造園（庭園）・生垣の新設、増設、変更
	門扉・塀・フェンス外灯の新設、修繕、交換

【補助金等の併用】

○	みらいエコ住宅2026事業との併用	還元方法を工事代金に充当する場合、領収書の写しに当該補助金を充当する旨と充当金額を補記していただく必要があります。 【例】みらいエコ住宅2026事業の補助金を充当します。 充当額50,000円
	先進的窓リノベ2026事業との併用	
	給湯省エネ2026事業との併用 （給湯設備の単体取り付けは除く）	
△	保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより工事費が補てんされるもの	事前に保険会社に確認してください。
	大里広域市町村圏組合の介護保険を利用した住宅リフォーム工事	事前に大里広域市町村圏組合に確認してください。
×	浄化槽の設置、交換	【合併処理浄化槽設置補助制度】 環境推進課：℡048-536-1570（直通）
	防犯カメラの設置	【家庭用防犯カメラ設置補助制度】 安心安全課：℡048-524-1386（直通）
	3世代ふれあい家族住宅取得等応援事業との併用	【3世代ふれあい家族住宅取得等応援事業】 長寿いきがい課：℡048-524-1398（直通）
	熊谷市結婚新生活支援事業との併用	【熊谷市結婚新生活支援事業】 企画課：℡048-524-1115（直通）
	アライグマ、ハクビシン対策工事	【アライグマ・ハクビシン防除事業】 環境政策課：℡048-536-1547（直通）

☆	**この表にない工事**	**個別審査により決定　※企業活動支援課にご相談ください**

国（国交省・経済産業省・環境省）における住宅省エネ2026キャンペーン

国では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための
各種補助事業を行っています。

住宅省エネ2026キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口　☎0570-081-789